

困  
つ  
た  
な  
あ

卷之三

# 佐々木知子の 法律相談



佐々木知子  
ささきともこ

---

弁護士  
帝京大学法学部教授

# 亡父の遺言に納得しない弟が、 遺留分減殺の請求をしてきました。

亡父の相続のこととご相談で  
す。

母親が早くに亡くなつたので、私たち夫婦は父親の家に引っ越して同居し、ここ数年は介護もして、半年前、80歳の父を無事に見送りました。父が可愛がっていた弟はほとんど訪ねても来ず、父は口には出さないまでも、寂しかつたと思います。

弟には預金を全部やり、不動産は私が貰えればと思つていたところ、父は果たして、その通りの内容の遺言を遺してくれました。父は私と妻に感謝してくれていたのだと思います。

ところが、弟はこれに納得せず、遺留分減殺の請求をしてきました。遺産総額5500万円の4分の1、つまり1375万円は自分の取り分だから、預金

くれというのです。しかし、これは大金で、とうてい出せる額ではありません。かといって、土地を売るのは父の本意ではないし、第一、弟は何もせず、私たちが長い間父の面倒を見ていたのです。

人に聞いたら、「寄与分」というのを主張して、弟の請求を拒むなり額を下げることができるのではというのですが、どうでしようか?

A photograph of a traditional Japanese townhouse (engawa) with laundry hanging from the balcony. The building has a dark wooden frame and a tiled roof. Laundry is visible hanging from the balcony railing. The foreground shows a paved street with some people walking.

るのです（1044条は904条の2を準用していない）。

弟さんはお父様に何もしてこなかつたのだし、反対に、ご相談者のほうは奥様が尽くしたのに、その奥様には相続権がないのですから、納得できないのは当然だと思います。

ただ結論から言うと、残念ながら、法律上は弟さんの要求を拒めません。親に尽くしても尽くさなくても、相続は子供同士平等で、本来互いに半分なのを、遺言のおかげで、4分の1に減らすことができました。もし遺言書の内容が全財産をご相談者にというのであつたとして、も、弟さんの取り分け同じです。

お尋ねの「寄与分」ですが、遺産分割においてはたしかに共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与（通常期待される程度を越えた貢献）をした者があるときは相続財産からその者の寄与分を

し遺言書の内容が全財産をこね  
談者にというのであつたとして  
も、弟さんの取り分は同じです。  
お尋ねの「寄与分」ですが、  
遺産分割においてはたしかに  
共同相続人の中に、被相続人の  
財産の維持又は増加に特別の寄  
与（通常期待される程度を越え  
た貢献）をした者があるときは  
相続財産からその者の寄与分を  
控除したものを相続財産とみな  
すとされています（民法901  
条の2）。しかし、お尋ねの遺切  
分減殺請求の場合には、寄与分  
は考慮されないことになつてい

るのです（1044条は904条の2を準用していない）。

同居は大変だと思いますが、親の家に同居する場合には住居費がかからず、預金が増えたとも考えられます。土地がもつとあれば、分筆して売却のうえその額を充てればよいと思いますが、家も建つ50坪では無理でしょう。

どうしても払えないとなれば、弟さんの持ち分として共有名義にして貰う手もありますが、お勧めしません。弟さんから共有

物分割訴訟を起こされれば、結果、対価相当を払うか、売却して分けるかすることになり、問題の先送りになるだけだからです。もし共有状態のままどちらかが亡くなれば、紛争が次代に引き継がれることにもなります。ですので、もし本当に預金などがないのであれば、勤め先で借りるなり不動産を担保にして金融機関から借りるなりして、いずれにしてもお金を作つてとにかく払い、単独登記にするのがベストな方法だと思います。

